

電子委任状法施行状況検討会(第3回) 議事要旨

1. 日時

令和5年 10月 19日(木) 10:45-12:15

2. 場所

Web 会議による開催

3. 出席者 (敬称略)

(委員)

- 上原哲太郎(立命館大学情報理工学部教授) ※座長
- 濱口総志(慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員)
- 宮内宏(宮内・水町 IT 法律事務所、弁護士)
- 山口利恵(東京大学大学院情報理工学系研究科 准教授)
- 板倉景子(株式会社メドレー コーポレートデザイン部 Head of Security)
- 笠井玲子(株式会社ローソン インキュベーションカンパニー デジタルソリューション推進部 マネジャー)

(オブザーバー)

- 一般社団法人デジタルトラスト協議会
- 一般社団法人クラウド型電子署名サービス協議会

(デジタル庁(事務局))

デジタル社会共通機能グループ 楠 正憲グループ長、他

4. 議事

- (1) 電子委任状法の施行状況について
- (2) 今後の普及に向けた方向性について
- (3) 検討結果の取りまとめに向けた意見交換

5. 議事概要

- (1) 電子委任状法の施行状況について
(委員・オブザーバーからのご意見なし)
- (2) 今後の普及に向けた方向性について

【上原座長】

- クラウド型電子署名サービス協議会に対して、肩書が書き込まれた電子委任状を使用した包括的代理権による電子契約、社員証的な電子委任状の利用について、利用者の実態に沿っているか感触が分かればお聞きしたい。
- オブザーバー2者に対して、電子契約の普及のブロッカーについてお聞きしたい。電子契約のハードルが高いと感じられている場合、その原因は何か、オブザーバーより現場感のある意見をお聞きしたい。

【濱口委員】

(笠井委員からの電子委任状の利用シーンに関するご質問に対する佐藤オブザーバーのコメントに対して)

- 第2回検討会においても、契約締結時の商業登記情報の確認、代理権を有するかの確認等を含むアンケート結果が示されていた。佐藤オブザーバーのコメントでは、厳格な権限の確認を行うニーズは少ないということであったが、先日のアンケート結果と異なる部分もあるため、想定している利用者の実態の層にズレがあるのだと思う。
- 契約において電子署名を実施する場合、法人代表者本人が署名を行うケース、法人代表者の名義で従業員が署名を行うケース、法人代表者から権限を委任された従業員の名前で署名を行うケースがあると思うが、クラウド型電子署名契約サービスにおいては、これらのうちどの点に関するサービスを提供していて、顧客に対してどのような説明を行っているか、クラウド型電子署名サービス協議会にお聞きしたい。
- 第1回、第2回の議論において、包括的代理権の表示による電子契約の利用という論点があったが、その点についても、佐藤オブザーバーのご認識、ご意見を伺いたい。

(今後の整理、調査について)

- 電子委任状、肩書による利用を含め、取引においてどのようなリスクが減り、どのような用途で使うことができるのかという点について整理が行われると良い。
- ローカル型、リモート型等、サービスの形態に関わらず、クラウド型においても十分な水準の固有性を示すことができれば、非常に高いリスクを伴う取引にも利用できると考えられる。電子契約においてどのようなリスクがあり、電子委任状では何を解決できるのか、どういったサービスを選択できるのか、今紙で行われている取引について、全て電子契約で行えると

いうことを示すことができると思う。

【宮内委員】

- 委任権限を堅く捉えていると、実務での使い道は多くないと考えているが、いわゆる使用人の包括的代理権のようなものに用いるための、社員証的な電子委任状を簡単に発行できると便利になり、普及すると思っている。
- 代理人として特許庁に対し手続きを行う際、特許庁に紙の包括委任状を提出し、残りはオンラインで手続きを行うことが多い。1回委任状を提出するためだけに電子証明書を発行するようなことは、依頼者側の手間が大きく、これ以外の例でも、代表者が電子証明書を発行することは煩わしい、利用頻度が少ないところは紙でも良いと考えられているケースがあるのではないか。

(今後の整理、調査について)

- 濱口委員の意見の通り、使い分けは重要。さらに、紙と対比して考えると、企業にとって移行しやすいものになると思われる。今までの社会活動、企業活動とうまく対比させたものが示され、国民全体の理解を高まると、普及が進むのでは。

【山口委員】

(今後の整理、調査について)

- 第1回、第2回でも議論があったが、印鑑はその手触り感を元にして、秘書に預ける等のルーズな使われ方もされてきた部分がある。このルーズさを電子委任状の世界に表現し、あいまいであった箇所の言語化や業務プロセス中のフローに落とし込むということができておらず、面倒くさい、元のやり方のままで良いとなっていると考えられ、汎用的な仕組みを構築するのは難しいと思っている。
- 一方、この内容を電子で行えたら良いのにといい点はゼロということはないと思われ、そういった部分だけでもうまくピックアップ、ヒヤリング等を通じて拾っていくことができると良いと考えている。
- つまり、今まで人を信じてルーズに行われてきたことで社会が回ってきている部分があるため、これを電子的に行う場合に、つまびらかにされてしまう点があり、その点が抵抗勢力として残ってしまうという状態にある。これを、どのように解決するのかという点だけではなく、簡単なところからでも徐々に手をつけられると良いと考えている。

【板倉委員】

- 手間が掛かるという部分をもう少しブレイクダウンし、委員、オブザーバーから意見が出ている相互運用性、UX、制度設計、デジタルを前提としたプロセスの改善等、ポイントに分けた整理を行っていくことができると良い。例えば、企業内のフローをデジタル前提に書き換えるという点について、何かガイドライン的なものがあれば役に立つのか等、掘り下げ、構造化した議論が行えると良い。
- 電子委任状のユースケースについて社内にヒヤリングしたところ、株主の大量保有報告書の提出において、特に海外在住の株主の場合 EDINET への提出に委任状を利用している点について、何か活用できるかもしれないという意見があった。

【笠井委員】

(今後の整理、調査について)

- 既に電子委任状を利用されている方について、利用に至った経緯や実態を聞き、うまくいく契約の種類(重要度が高い、回数が多い等)やポイントを見つけることができると良い。また、代表者の契約が多い場合、代理だけ紙というケースを伺ったことがあり、電子委任状法を活用するしないに関わらず、この点につまずいている利用者側へのヒヤリングが行えると良い。

【(オブザーバー) 一般社団法人デジタルトラスト協議会 西山】

(笠井委員からの電子委任状の利用シーンに関するご質問に対して)

- 電子委任状について、現状、民間手続においては普及していないが、委任に関するニーズが無いというわけではないと考えている。
- 電子契約の担保する契約の重さ等にもよると思うが、以前の所属していた企業において提供していた、リモート電子署名サービスにおいては、電子契約について法人代表者からの契約締結権限があることを確認してから電子証明書を発行するという仕組みを必須としていた。
- 他、重い契約の例として法人融資契約が考えられ、我々も法人融資契約のデジタル化に係る検討に参加したが、そちらにおいても、法人代表者又はそういった融資契約を行う権限を持っていることを担保することは大切であるという前提で制度設計を行っていた。

(上原座長からの電子契約普及のブロッカーに関するご質問に対して)

- 簡単に言うと、面倒くさいという感覚があるのだと思う。電子契約を行うた

めには、社内の運用等も従来の紙のプロセスから電子のプロセスに切り替えていく必要があり、各担当者レベルにおいては、この点に関するハードルがあるのだと思う。経営者において、電子化により得られる効果が大きいため推進したいと考えていても、各部門においては、実務に追われていて切り替えることが難しいという方がいるのだと思われる。

- また、電子契約サービスの相互運用性についても、現在は、特定の電子契約サービスを利用している者同士でしか契約を実施できないため、契約の相手方に利用を求められたサービス・方法それぞれに対応する必要があり、複数の仕組みの利用を求められる下請け等の手間が大きいという問題があると思われる。
- 加えて、電子委任状について、デジタル原則、オンライン完結が達成できていない点もあると考えられる。委任者と受任者2人の本人確認、電子署名が必要であり、登記情報の確認等にも課題がある。電子委任状法施行当時より、マイナンバーカードの普及が進んだため、あとは法人登記情報をオンラインで確認する環境が整えば、デジタル完結が実現できるのだと考えている。

(板倉委員からのご意見に対して)

- ガイドラインの策定も有効であるが、電子委任状の活用ガイド、電子契約の普及のためのガイドライン等、さまざまな方法が考えられるため、中身については今後も検討することになるのだと思う。
- 単にガイドラインを出すだけではなく、デジタル完結に向けた取組みとしては、オンラインで法人代表者を確認する方法が限られており、デジタルトラスト協議会、電子認証局会議から提案を行っているような、商業登記APIのようなものが実現されると、容易になる部分がある。法人代表者の確認を実施できれば、広く普及しているマイナンバーカードと組み合わせた利用により、オンライン完結の課題が解決する。

【(オブザーバー) 一般社団法人クラウド型電子署名サービス協議会 佐藤】

(笠井委員からの電子委任状の利用シーンに関するご質問に対して)

- 電子契約の普及において、電子委任状法が普及していないことが阻害理由になっているとは思っていない。民民の取引において、法的に隙の無い委任関係を求められることは多くなく、契約当事者においても、委任代理の関係を分析的に見ておらず、相手方にこの証明を求めていないと理解している。

(濱口委員からのご質問に対して)

- 新規の取引を始める際に登記を確認するという実務については、電子契約と関係なく存在していると考えます。また、全ての契約についてクラウド型が良いというわけでもなく、使い分けがある世界なのであると思う。
- クラウド型電子署名サービスによる契約では、契約書を作成する段階において、互いに誰が署名を実施するか、メールアドレス、名前、肩書等を確認し、署名実施のフローを設計する。これは、紙の契約書のように、社長の名前と印鑑を押してくださいと決め打ちで送付するものと異なり、互いに聞き取りあった結果、必要な方を承認のフローに入れることにより、権限の無い者だけが署名をするリスクを避けることができていると考えている。
- 代理での電子署名については、電子署名法上の電子署名にあたるか疑わしいということもあり、推奨しておらず、会員各社においても顧客に対して、気を付ける必要がある旨案内していると思われる。代替手段として、複数の者を署名フローに入れる、代替の者に署名させるための転送機能等が多くのプラットフォームにおいて実装されており、顧客に対してもそういった機能を利用するように案内していると考えられる。

(上原座長、濱口委員からのご質問に対して)

- 肩書が書き込まれた電子委任状を使用した包括的代理権による電子契約は、デジタルというよりも、民法上の権利外観法理の話であり、デジタルにおけるトラストの世界だけで解決するものかは、疑問が残る。
- 肩書の確認自体は、契約の実務として当然行われていると思うが、これがトラストサービスとして必要か、それが電子契約の促進に役立つかという点については、ピンときていない。クラウド型電子契約サービスの利用者においては、契約締結前のメールのやり取り等に、企業内の関係者を追加する等していれば、契約締結権限を持たない者が署名を行うリスクは低減できていると考えており、会員各社はそのような案内を実施しているかと思う。

(上原座長からの電子契約普及のブロッカーに関するご質問に対して)

- 2020年以降、クラウド型電子署名サービスの市場規模は右肩上がりが増えており、普及の伸びしろ、発展の余地はまだあると思うが、普及していないという評価は不正確で、途上であるのだと思う。
- この普及の要因としては、政府の取組に加えて、操作の簡単さ、何か設備や特定の機器を準備しなくても簡単に実施できるという点を実現した点があるのだと考えられる。

- 更なる発展のネックになっている点としては、まだ一部デジタル化できない、一部デジタル完結のハードルが高い部分が残っているがために、それ以外のフロー全体も電子化する意味が低くなってしまっているというものが残っているという点、旧来からの押印文化を背景に組み立てられてきた企業内のフローが、デジタルを前提としたものに書き換わるのに時間が掛かっているという点が考えられる。

(板倉委員のご意見に対する西山オブザーバーのコメントに対して)

- オンラインで法人代表者を確認する方法としては、西山オブザーバーの提案の他に、マイナンバーカードの空き領域に属性情報を書き込む方法、実在の法人の代表者を確認して発行される gBizID アカウントを利用する方法等も考えられる。

(3) 検討結果の取りまとめに向けた意見交換

【上原座長】

- パスワードの共有を行ってはいけないということは、一般的には信じられていると思うが、過去には、小中学生がパスワードをカジュアルに共有している例が見つかったこともあった。これを行ってはいけないという相場観がまだ出来ていない部分があり、委任代理の社会的ニーズという前に、そういった常識を作ることができると、パスワードの共有によるカジュアルな隠れ委任のようなものを防ぐことができると考えられる。
- 委任行為があまり行われていないという統計データが出ているが、この値が本当に実態に沿っているものであるのか、議論にもあったパスワードの共有の例等、実際の数字との乖離が生じていないか、今後突き詰めていく必要があると思う。

【濱口委員】

- リスクに関する整理だけでなく、委任行為がデジタルで簡単にできるという環境整備も重要な要素。身近な委任行為として、家族に何かの申請を代わりに行ってもらう例があるが、こういったものを簡単に行う環境が整っていれば、委任行為を伴った申請が増えていくのであると考えている。
- 隠れ委任のような部分の実態を調べる調査は難しいと考えられるが、窓口において、本人による申請ではないとダメなのかという問合せ、委任状を書いてくださいと回答したような問合せを受けた件数等を参考に、隠れたケースを洗い出すことができるかもしれない。

【宮内委員】

- 委任代理行為のニーズについて、さまざまな代理により行われている申請、士業による代理申請等が署名の代行であるのか、代理人による申請であるのかに注意する必要がある。
- 代理人による申請であれば、代理事実と代理人について記録が残るが、悪い例として、マイナンバーカードとパスワードを他人に渡して本人の代わりに作業を行うような場合、記録が残らない。国民のリテラシーの問題であるかもしれないが、こういったパスワードの共有行為等を行ってはいけないということを伝えていく必要がある。委任代理行為のニーズも、こういった点についてどのような実態があるのかにより変化する部分があると考えられる。
- 家族や成年後見人の法定代理を委任状で行うのかという観点については、必ずしも委任状に限らず、戸籍情報を自治体の署名、eシール付きで出すことができると家族関係の確認を行うことができ、また、マイナンバーカードを用いる方法なども考えられ、まだ議論があるところであると思う。

【板倉委員】

- BtoG の申請においては、委任が必要ということが法律に定められている例もある。BtoB の手続きにおいても、不適切な取扱いにはどのようなリスクが潜んでいるのか、目的を定め、どのようなトラストを確保したいから委任状等を利用すると良いという部分の整理、ガイドを示せると良い。

【笠井委員】

- 手触り感の議論にも繋がるが、紙、印鑑を相手に渡す行為と比べ、デジタルにおけるID、パスワードといった文字列を相手に渡すのはより簡単に行えてしまう部分がある。これは一見、紙とデジタルどちらも同じ渡す行為を行っているように見えるが、実際、パスワードを渡すリスクは大きく、異なる部分がある。このリスクを見えるようにすることは、リテラシーの向上にも繋がる。

以上